

国保料の月割り計算について

国保に加入した場合

- ・国保料は、原則、加入手続きの翌月（4月・5月加入の場合は6月）に通知します。ただし、月初めの加入手続きの場合は当月に通知する場合があります。
- ・国保料は月割りで計算し、通知月から分割してお支払いいただくことになります。

《例1》8月16日で職場の健康保険がなくなり、国保の加入手続きを11月10日に行った場合

	11月10日加入手続き						国保料の通知					
納付期限	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期		
国保料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

8月分から3月分までの国保料を、7期（12月）から10期（3月）の4回に分けてお支払いいただくようになります。
既に加入者がいる世帯へ追加で加入する場合は、7期分から納付額が変わります。

国保を脱退した場合

- ・国保料の変更は、原則、脱退手続きの翌月に通知します。ただし、月初めの脱退手続きの場合は当月に通知する場合があります。

《例2》世帯全員が11月1日に職場の健康保険に加入し、国保の脱退手続きを11月12日に行った場合

	11月12日脱退手続き						国保料の通知					
納付期限	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期		
国保料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分

4月分から10月分までの国保料を、1期（6月）から6期（11月）まででお支払いいただくようになります。6期分は一部減額となり、7期から10期分は全額減額となります。

《例3》 加入者が3人の世帯のうち、1人が11月1日に職場の健康保険に加入し、国保の脱退手続きを11月12日に行った場合

11月12日脱退手続き

国保料の通知

納付期限	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期		
国保料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
	3人分の国保料						2人分の国保料					

4月分から10月分までの国保料は3人分、11月分から3月分までの国保料は2人分として再計算し、残った金額を通知月の7期（12月）以降の納期で均等に割ってお支払いいただくようになります。

- ◆ 手続きを行った月の納期分（例2、例3の場合は6期（11月）分）はそのままお支払いください。例2のように世帯全員が脱退されるケースで、納め過ぎが発生する場合は、後日お返しします。
- ◆ 国保料は、通常後払いになるため、国保の脱退手続きをしていただいた後でも、国保料をお支払いいただく場合があります。
- ◆ 1年間の国保料が10期分まで均等にかかっていない場合等は、例のように計算できません。

社保等の保険証がお手元に届きましたら、
国保脱退の手続きを必ずお願いいたします。